

3. ま と め

(1) 安全教育の内容について

安全教育も含めた知的障害者に対する安全対策の状況に関しては、12事業所のうち7事業所（B、C、D、E、G、K、L）が「自分の作業とは直接関係しない機械類には近づかない（または自分の作業場所を離れて他の場所に行かない）」といった指導の内容を上げている。これは知的障害者が自分の持ち場を離れて危険性がある機械類や危険物と接触することによる事故災害を意識したものと思われるが、知的障害者を雇用する事業所では比較的重要な事項であると考えることが出来る。また、このような指導事項を意識しているということは、これらの事業所において知的障害者の行動に関して不安を感じているということを示しているものとも考えることも出来る。

また、訪問した事業所では機械の回りに囲いをつけたり、設備の自動化、非常停止ボタン（ストッパー）などを取り付けたりといった、作業設備の改善も講じられている（B、D、E、G、H、I、K）。これらの改造等が全て知的障害者を意識したものであるかどうかは明らかではないが、知的障害者に対する安全管理が具体的な作業施設の改善の面からも図られていることが分かった。また、当然のことながら、リネンサプライなど危険な機械類をそれほど多く使用しない事業所に比べて、G事業所のように大小のパイプベンダーを直接知的障害者が操作するような作業がある事業所では機械作業の安全性を向上させるような改造等が多くなっていると言えるだろう。

この他、具体的な安全指導の内容として、「整理整頓に気をつけさせる」、「（朝礼などの集会の場で）安全について声かけをしている」、「作業手順に気をつけさせる」などの一般的な事項の他に、「ヒヤリハット体験」（H事業所）に参加させたり、「安全パトロール」による工場内の点検（I事業所）といった工夫も行われており、いわゆる態度教育にも力を入れていることが分かる。

(2) 知的障害者の安全教育等に関する意見

知的障害者の安全教育等に関する意見を求めたところ、様々な意見が聞かれた。全ての事業所で共通するような意見といったものは見られないが、示唆的な意見としては、「作業に飽きないことが安全上大切（作業に飽きると不安全な行動をする場合がある）」（H、I事業所）がある。就職前の訓練の段階では、様々な訓練項目や課題が用意されており、長期にわたって同じ作業を続けるといったことは少ないことが考えられ、訓練の場では見落とししている事項であると考えることが出来る。また、これに類似したこととして、「本人が作業に慣れ、また周囲の者が本人がいることに慣れてきた時に気をつける必要がある」（D、L事業所）という意見もある。これも比較的短期間の訓練場面ではあまり意識されていないことかもしれない。この他、「知的障害者は危ないものや危険性に対して意識が薄い（危ないことを知らない）」（B、D、I）などがあり、知的障害者の危険な物への感覚そのものに対して事業所が不安を感じている様子が見てとれる。様々な危険物に関する知識等は就職前の段階で指導しておく必要があるだろう。

(3) 知的障害者の労働災害等の事例

知的障害者の労働災害等の事例について尋ねたところ、8事業所において該当する事例があった。これらの事例に関しては、詳細な発生時期等については不明だが、少なくともどういった状況の下で発生したものであるかは大まかに理解できる。けがの程度としては重傷のものもあり（事例1、3、5、6、10）死亡に至った事例（事例7）もある。

これらの事例に関して見てみると、8件のうち4件（事例5、6、7、9）については明らかに作業中に起こった何らかの不都合を自分で直そうとして災害に巻き込まれていると言える。今回の訪問調査の結果では、各事業所では、作業内容や作業設備等について知的障害者の障害特性を考慮し、身体が不器用であっても、判断力が不足していても簡単に災害に巻き込まれないように配慮している状況が見取れた。このような各種の管理の下で正常に作業が進んでいる状態であれば簡単に災害などは発生しないものと考えられる。しかし、どのような生産設備でもある程度長期間使用していれば何らかの不具合を発生するものであり、そのような「普段と違う事態」が発生した場合に知的障害者が適切でない行動をとるなどして災害に巻き込まれる可能性は少なからず考えられる。このような形で発生する災害を防止するためには、知的障害者が従事している作業で、何らかの作業上の障害（事故）が発生するとすればどこに起きるのか、何が起きるのか、といったことを予め想定し、そのような場合には自分で対処するのではなく、必ず担当者に報告するように指導しておくことが必要である。事例11に関しては、知的障害者の従業員は幸いけがをするには至らなかったが、正しい対処を知らないまま製袋機の故障を直そうとする行動をとっており、場合によってはけがをしていたことも考えられる（事例1も、作業中のトラブルに関するものではあるが、これは異物を除去する際の作業手順を誤ったことによるものとするのが適当だろう）。

第2節 養護学校へのヒアリング調査

1. 調査の概要

(1) 目的

知的障害者の労働安全教育の方法を検討するためには、知的障害者の就職前の職業教育を行っている施設での労働安全教育に関係した取り組みや意見等を収集し、参考にすることが必要と考えられる。そこで知的障害者の養護学校を訪問し、養護学校における職業教育の中での労働安全に関する取り組み等についてヒアリングを行った。

(2) ヒアリングの内容

主として以下の事項を中心に聴取した。

ア. 職業指導における労働安全教育の内容

- ・安全教育における指導事項及び実施方法
- ・安全教育に使用している教材

イ. 知的障害者の安全教育に関する意見

- ・知的障害者の安全教育において必要と思われる事項
- ・知的障害者の安全教育において特に留意する必要がある事項
- ・安全教育に関して、一般の健常者と知的障害者とで区別する必要がある事項等

(3) 対 象

千葉県内にある知的障害者養護学校の中から2校を訪問し、高等部の進路指導担当教員からヒアリングを行った。

2. 調査結果

(1) 労働安全に関係した指導の内容

【A校】

職業指導に関係した教科としては、「生活学習」と「作業学習」がある。安全に関係することでは、道具の使い方、健康な生活など一般的な事項を「生活学習」の中で教えている。作業学習では、紙すき、縫製、木工、しいたけ栽培、の4種類の作業を行っており、これらの具体的な作業の中で安全な作業方法等についても教えている。作業学習の中では労働安全のための指導事項ということで特別に定めているものはないが、個別の障害等の状況に応じて出来る範囲のことを教えるようにしている。作業学習は、特定の技能の習得というよりは「作業の体験」という意味もある。そのため作業で使う機械や道具類の危険性がある部分にはカバーを取り付けるなど徹底した安全の確保が図られており、生徒自身の危険回避能力や安全意識などがそれ程高くなくてもけがをしないようになっている。重度の障害を持つ生徒もいるため、そのような生徒にも対応出来るように工夫されている。

作業学習の中で作業上最も危険性がある作業種目は木工作業である。木工作業では、電動かんな、丸のこ盤、ボール盤など動力機械を使用して木の切断、穴開け、簡単な木製品の組立を行う。ここでは、危険性のある機械を多く使用することから、刃が回転する部分には、可能な限り木材などで覆いを取り付けており、自分から指を突っ込むなどしない限りけがはしない様になっている。動作が緩慢な者でも機械を使って切る、削るなどの体験が出来るように工夫されている。安全の指導としては特に回転する刃の部分に手を近づけないように注意を与えている。生徒の中には、安全カバーなどが無くても機械を操作出来る者がおり、そのような生徒には通常の機械操作の仕方や手の運び方などを具体的に教えている。

縫製作業でも、家庭用ミシン、足踏みミシンなどの動力機械を使っている。ここでは特に針の部分に

手を近づけないように注意を促している。不器用な人が多く、はじめからモーターを通常の回転速度で回すと危ないので、指導方法としては、はじめは極めてゆっくりと回転させ、慣れてきたら回転を上げるようにしている。

【B校】

先ず、「職業」の時間の中で、「あしたへのステップ」(大南(監), 1997)及び『自立生活入門ハンドブック「一人立ちするあなたに」』(手をつなぐ親の会, 1992)を使い、その中で安全標識、整理整頓、物の持ち上げ方・運び方、安全靴などについて教えている。

作業の実技面については作業学習と、各学年において行っている現場実習で体験するようになっていく。作業学習では、農耕、木工、陶芸、手芸、工芸、栽培、染色の7種類の作業を行っている。この中で特に危険性のある作業は木工作業である。ボール盤などの動力機械や、鋸等の刃物を使っている。障害の程度が重度の生徒も少なくないため、本人の状況によって作業内容を考えるようにしている。機械等の操作がある程度理解でき、また実技として可能な生徒には機械の操作などを行わせ、その中で安全についても教えている。

(2) 知的障害者の労働安全教育に関する意見

【A校】

- ① ドリルや鉋など、機械を正確に使える人は安全面にも気をつけることが出来る。反対に正しいやり方が身に付かない人はけがをしやすく注意が必要である。
- ② 知的障害者の場合には、幼少時からあまりいろいろな経験をして来なかった人が多い。不器用だからということで刃物を使わせたことが無いなどということもある。しかし安全に関する意識などはそのような経験を通じて身についてくるものなので、小さい時から、何が危ないのかということを具体的に覚えさせていく必要があるだろう。

【B校】

- ① 知的障害者の中には自閉傾向が重複している人がいるが、自閉傾向がある人は危険の意識は、一見無いようでしっかりと持っているように思う。自閉傾向のある人がブランコで遊んでいる所を観察すると、これ以上ブランコを大きく漕ぐと危ないという程度以上には決して漕がない。
- ② 知的障害者の人の中には危険の意識が薄い人がいる。これは小さい頃から一般の人に比べて経験の幅が少ないことによると思われる。危険性があるものにも慣れさせておくことが大切だと考えている。
- ③ 生徒の職場実習の際などに事業所から聞かれることとしては、通勤に関する危険はないか、危険の認知が出来る人なのかどうか、といった質問が多い。
- ④ 安全に作業を行うためには、少なくとも報告と質問が出来ることが必要と思っている。

3. ま と め

養護学校における知的障害者に対する職業教育は「領域・教科を合わせた指導の形態である作業学習として指導することが望ましい」（文部省，1995）とされており、作業学習は養護学校における職業指導の一般的な形態となっている。また、文部省によれば、知的障害者の養護学校における職業教育は、「社会参加・自立を目指し、職業人・社会人として必要な知識、技能及び態度を身につけさせようとするものである」（1995）としており、特定の職業に就くための知識・技能等を身につけさせようとする一般的な意味での職業教育よりも目的の幅が広く設定してあると言える。そのため、養護学校における「作業学習」は職業指導としての意味も含めて指導されているものではあるが、その目的は必ずしも就職のための訓練という位置づけではなく、生徒の障害等の状況によって異なるものであると言える。そして、作業と一体的な関係にある安全に関する指導等の内容もまた、生徒の個別の状況や指導の目的によって異なっている状況であることが分かった。例えば訪問した A 校においては、理解力や身体機能に重い障害がある生徒でも安全に作業が体験できるようにという観点から、鋸の刃の部分を中心に完全にカバーで覆うなどの対策が取られていた。しかし、作業学習の目的や意味は各生徒毎に異なるものの、使い方によっては危険性がある動力機械を、実際に動かし直接自分で作業を行ってみるという具体的な体験は、安全に関して意識を持たせる上では一つの効果的な方法であると思われる。また、養護学校での職業教育は、作業学習によるものが全てということではない。B 校のように安全標識や整理整頓等の安全に関する一般的な知識についても指導が行われており、その内容は参考にすることが出来る。

知的障害者の安全教育に関する意見の内容を見ると、共通した意見として、「知的障害者は危険性についての意識が薄い、危険な道具類を使ったことがない（経験がない）」といった意味の意見が見られるが、日常、生徒と接する中でこのように考えざるを得ない場面が多いということを示しているものと思われる。知的障害者の場合には理解力の不足や道具を使う上での不器用さなどから生活経験の幅が狭くなりがちであることは容易に想像できることであり、その積み重ねが危険性に対する意識の不足として現れてくることは十分考えられる。知的障害者に直接危険性がある物に触れさせたり、危険な道具を使わせたりすることは適当ではないが、知識として各種の道具類や機械類について学習を行わせる機会は多くあった方が良いと言えるだろう。「報告、質問が出来ること」という意見（B 校）があるが、安全上大切なことであると言える。特に作業内容などがよく分かっていない状態で作業を行うことは当然危険なことであり、また、分からないことを上司や周りの人に自分から質問できること、あるいは、第 1 節（4. まとめ）で述べたように作業上で発生した事故を報告し、指示を求めることの必要性と一致する意見である。

第3節 障害者の職業能力開発施設へのヒアリング調査

1. 調査の概要

(1) 目的

職業能力開発施設において、知的障害者の職業訓練の場で行われている労働安全に関する指導等の内容についてヒアリングを行った。

(2) ヒアリングの内容

主として以下の事項を中心に聴取した。

ア. 職業訓練における労働安全教育の内容

- ・安全教育における指導事項及び実施方法
- ・安全教育に使用している教材

イ. 知的障害者の安全教育に関する意見

- ・知的障害者の安全教育において必要と思われる事項
- ・知的障害者の安全教育において特に留意する必要がある事項
- ・安全教育に関して、一般の健常者と知的障害者とで区別する必要がある事項等

(3) 対象

全国の能力開発施設の中から知的障害者の職業訓練を行っている6施設を訪問した（表3-2）。

表3-2 ヒアリング調査を実施した能力開発施設の概要

能力開発施設	訓練科目	定員	訓練期間
A	機械科、縫製科、木工科、陶磁器科、紙器製造科	100名	1年間
B	実務作業科（機器組立、機械加工、ミシン縫製、塗装）	30名	1年間
C	縫製実務科、木工実務科	20名	1年間
D	製本紙工科、縫製実務科	20名	1年間
E	生産実務科（縫製、園芸、木工、清掃）	10名	1年間
F	紙器製造、温室野菜の栽培	15名	2年間

2. 調査結果

(1) 職業訓練における労働安全教育の内容

A 施設

作業に関する安全面の指導は、基本的には指導員が横についてやって見せる、やらせてみる、ということを繰り返している。作業指導の具体的な内容は、各教科毎に作成されている「作業指導票」に準じている。これは各教科で教える内容や使用する道具の扱い方などについて、作業の手順や要点を細かく分析し、道具の持ち方や手の使い方などを具体的に記述したものである。この指導票に基づいて繰り返し実際にやらせながら教えている。各要素作業毎に細かく教えるので結果的に安全に作業するための指導になっている。

安全指導のための特別な取り組みとして、7月の安全衛生週間に向けて訓練生に安全啓発用のポスターを書かせている。そして、各ポスターのコンテストを開き、よく描けているものについては表彰を行っている。その他、安全週間には訓練校の建物の内外を訓練生と職員が一緒に歩いて、危険な箇所を点検するという行事を行っている。

A 訓練校の授業の内容は「学科」と「実技」に分かれており、「学科」の中に「安全衛生」という科目があるが、中身は作業指導で行う実技的な指導が行われている。

B 施設

作業上の安全に関する指導は、能力開発施設が所属する自治体が作成した「安全要項」の別表「安全作業法」に従っている。これは本来は一般の職業訓練に使用することを目的に作られた要領であるが、作業内容そのものは一般健常者に指導することと大きく異なるわけではないと考えられるため、知的障害者の指導を行う場合にも準用している。知的障害者向けの指導方法書といったものは特に作成していない。

作業実習以外では、全生徒を対象とした安全教育を週1回位の割合で行っている。これは安全に関する講話（作業方法等に関するもの）が中心で講師は外部に依頼している。また、7月の安全週間には訓練生に安全啓発用のポスターを書かせている。

各作業実習での安全指導として以下のようなことがある。

- ① 機器組立作業で、電気回路の組立などを行う際に卓上ドリルを使う。ドリル作業中に手に持った加工物を横に動かすなどしてドリルの刃を折る者が比較的多いので気をつけている。ドリルでの作業中に切りくずを手で払ったりする者もいるのでこれも気をつけて指導するようにしている。また、安全についての意識づけという意味も含めて、ドリルのチャックの固定を訓練生に練習させているが、固定の仕方が良くないために（ネジの閉め方の加減が悪く垂直に取り付けられない）刃が正しく回転しないことが多い。垂直にきちんとつけないと作業中に刃が折れて危ない。

半田ごてを使う際には火傷をする者が時々いるので気をつけるように言っている。原因は半田を短

く持ちすぎて指を火傷するが多い。

② ミシン縫製

工業ミシンを使用するが、機械が全て怖いわけではないということを教えている。この訓練コースではアイロンや蒸気で火傷の可能性があるので、特に手の置き方などに気をつけさせている。

C 施設

全校的な実施事項としては、知的障害者、身体障害者共通して「一般安全心得」を作成し、訓練生に説明するとともに配布している。また、4月入校時に警察署に依頼し、交通安全について指導してもらっている。その他、直接訓練生に関係しないが、月一回の割合で「環境整備・安全点検」を行っている。これは各訓練担当者が「安全点検表」に基づき作業設備の保管の状況等を調べている。

各訓練科目での安全指導の状況は以下の通りである。

① 木工

機械類の運転中は黄色いパトライトを点灯させ注意を喚起している。また機械類の置き場所は床に黄色いテープを貼り周りを囲んであるので、作業時間以外にテープの内側に入り込まないように言っている。木工科で比較的多いけがでは、角材の上に座ったまま片手で鑿（のみ）を力まかせに引き抜き、その反動で大腿を刺したり、鑿を持ったまま切りくずを払った時に足を傷つけるといったものがあるので特に指導を行っている。

以上の他、危ない行動とけがの怖さについて分からせるために、鑿などの手工具に関してけがをする一歩手前まで実際にやって見せることもある。

② 縫製

安全に関する特別な指導ということではないが、バキュームプレス機の蒸気を抜く時に、レバーを一杯に回すと蒸気が吹き出て火傷をする可能性もあるので、半分だけ開いた位置にテープを貼り、開くときにはそのテープにレバーを合わせるように指導している。

縫製科で時々あるけがとして、よそ見をしていて指を縫ってしまう者がいる。その他アイロンで軽い火傷をする場合もあるので、気をつけるように指導している。

D 施設

安全と関係したもので全校的に行っている事項は、7月の安全週間に合わせて「安全衛生」の時間を設けてある。内容は安全教育用のビデオの視聴を行っている。また健康管理ということで医師に依頼して「衛生講話」を行っている。その他、避難訓練、交通講話などを年間の行事として行っている。作業と直接関係するものとして各訓練生に作業着（上下）と作業靴を支給し、必ずきちんと着用するよう指導している。特に知的障害者の訓練生に対しては服装の乱れが無いようによく指導するようにしている。

知的障害者の安全指導のあり方ということで意識的に検討したことはなく、安全に関する特別な指導要領などを作成しているわけでもない。細かい実技に関することは作業実習の中で各訓練担当の指導員

が教えている。

各訓練科目における訓練の内容及び安全のための指導等は以下の通りである。

① 製本紙工科

訓練の内容は、紙の扱い方（揃え方、持ち方など）、糊付け、裁断、穴開け、紙箱製造（角止め機、平止め機を使用）などを行う。この訓練科目においては特に、裁断、型抜き、穴開けなど、刃物がついた強力な機械類を実習で使用している。これらの機械類には一応安全装置（二つのボタンを同時に押さないと動かないようになっている）が組み込んであるが、切断部分には特別なカバーなどはなく、一般健常者が使う場合と全く同じ仕様になっている。全ての訓練生がこれらの機械を一通り使用するわけではないが、指導する場合には最も神経を使っている。この他、作業の前の準備（「段取り」と呼んでいる）として、道具類や材料の片付け方など整理整頓に関することを教えるようにしているが、その中で物の不安全な置き方、落下の防止、通路などの整理整頓、紙の持ち運びの仕方などについて教えるようにしている。

製本紙工科での機械の危険性を教える際に、口頭で説明するだけでは分からないと思われるので、紙以外のものを人間の腕に見立てて切断して見せるなど、実際の事故に近いものをわざとやって見せるようにしている。

② 縫製科

訓練内容は、布の裁断や各種の縫製技術の体得、工業ミシンによる衣服の製作などが中心だが、クリーニング関係に就職する者も多いことからアイロン掛けなどもよく練習させている。工業ミシンに関しては、とにかく針に手を近づけすぎないように指導している。それでも時々指を縫う者がいる。また、特に指導上気をつけているのが、裁ちバサミで布を切る際に人差し指を切る場合が多いことである。鋏を入れる際に自分の指の位置を感覚的に意識できない人が多い。基本的に鋏などの刃物の怖さを知らない人が多いように感じている。また、授業の始まりと後で針の本数を確認させるようにして安全意識を高めるようにしている。

この他、「安全衛生心得」を作成して訓練を開始する一番はじめの時間に訓練生に説明し、また訓練生自身に書き写させたり、時々全員で唱和させるなどしている。

E 施設

全校的に行っているものとしては交通安全指導、避難訓練などがある。定期的に行っているような行事などは特にない。安全に関する具体的な指導としては各作業科目の中で作業との関係で教えているものが中心になる。

各作業種目の中での安全教育としては以下のことを行っている。

- ① 縫製作業では工業ミシンを使うが特別な改造などは行っていない。作業指導のやり方としては、はじめは出来るだけゆっくり回転させるように指導している。過去に手を縫った者がいるので、針の部分には手を近づけ過ぎないように気をつけている。

- ② 園芸作業では、草取りの時に鎌を持たせることがある。持ち方や使い方について気をつけて教えている。けがをした者は特にいない。
- ③ 木工作业では木工ドリルなどの動力機械を使うことにしている。使える訓練生には手の置き方や身体の向きなどを具体的に教えるが、実際には使わせられない訓練生の方が多いの現状である。

F 施設

当該能力開発施設において、安全が問題になるのは、主として紙器製造科である。紙器製造科においては、型通りに打ち抜いた紙から、バリを取り除くためにハンマーを使用するが、このとき4人くらいの人数で作業を行う。ハンマーが間違っても他の訓練生の頭に当たるといけないので、この作業を行うときは全員がヘルメットをかぶるようにしている。

また、重量のある紙の束を扱うので、腰を痛めないように紙の持ち上げ方などを指導している。服装は、全員が所定の作業着を着用しており、靴は安全靴を支給し、履かせている。安全靴を履くことに慣れておくと、企業実習で安全靴を履く必要がある職場に行ったときにすぐに作業に適應できる。

以上の他、裁断機やステッチャー、トムソン機（箱の形に打ち抜く機械）など危険性がある機械はあるが全て安全装置を取り付けたり手指が危険箇所に入らないように改造等を行っている。

(2) 知的障害者の安全教育に関する意見

A 施設

各訓練生に対する安全教育の内容はそれぞれの訓練生の技能習得の到達度によって違ってくる。比較的高度な作業（ある程度危険が伴う作業）が出来る人には安全についても詳しく教えることになる。反対に、あまり技術的な向上が見込まれない人には難しい内容の作業は無理に行わせないので、それほど安全作業について詳しく教える必要性もないことになる。

B 施設

知的障害者の場合には、機械の使い方などについて一般健常者の訓練生のように口で教えるだけではだめで、具体的に教えないといけないところが知的障害者の職業訓練の特徴だろう。

C 施設

- ① 知的障害者については、作業の技能の前に身体の動きや特に姿勢をチェックすることも重要だと思う。無理な姿勢なのにそれに気づかずに無理に作業を行ったり、変な力のかけ方をすることがある。安全の問題と関係が有ると思われる。
- ② 安全教育を考える上では、労働者としての知的障害者という見方だけでなくもっと基本的なところから考える必要があるのではないか。ほとんどの知的障害者には知的な発達の遅れとともに身体機能の遅れが見られる。身体の不器用さなどは安全と密接な関係があるのではないか。

D 施設

知的障害者だからと言って一般の人と特別に変わった指導が必要ということではないと思うが、物事を理解するまでに非常に時間がかかるという点は特に気をつける必要があると思っている。

訓練生の中で自閉傾向のある人がいるが、意思交換の難しさなどから安全についてどこまで分かっているのか分からないため、指導上不安を感じることもある。

E 施設

- ① 安全の指導をする際に、知的障害者と一般の健常者の場合と違うのは、「これはやってはいけない」、ということを知覚障害者の場合には繰り返して教えないといけないということだろう。やってはいけないということがなかなか理解できない人もいる。
- ② 大事なこととしては、工業ミシンなどの機械類の危険性について教える際にあまり具体的に詳しく説明しない方がいいと思っている。訓練生によっては、詳しく説明しすぎると逆に興味を持ってしまって危ないことをわざとする者が出てくる。どうやったらけがをすることになるのか、について教えるよりもどのように行動することが必要なかを強調した方が良く考えている。また指導員が見ていないところでは機械類に触らないように言っても意味もなく触る者がいるので困っている。
- ③ 現在、作業指導を行うための作業工程分析を検討している。ある一つの作業がどのような要素作業から出来ているかをきちんと整理することが出来れば訓練目標を明確にすることが出来るし、また一定の作業手順として教えることが出来るので安全面でも効果があると考えている。

F 施設

安全教育の内容は基本的には一般健常者と変わらないものだと思う。問題はそれをどのようにわかりやすく伝えるかということだと思う。

当施設に来ている訓練生ではそれほど危険性のある行動をとるような者はいないが、中には自分の実力を見せようとして指示を聞かずに機械に触ったりする者もいるので注意が必要なこともある。

過去に何人かステッチャーで指を打ち抜いた人もいる。最近はそのような事故は無い。機械の危険な部分については作業の導入の段階でよく教えるようにしている。

整理整頓の悪さなどは確かにけがの原因になる。しかし、静的な状態がそのまま作業者のけがに発展するというよりも、忙しくていくつもの仕事に気を取られていたりなど、気持ちの上で隙がある時にけがなどが起きやすいように思う。精神的な状態とけがの起こりやすさなどについても教える必要があるのではないか。

3. ま と め

(1) 能力開発施設における安全に関する指導内容について

まず、各能力開発施設で行われている労働安全教育の内容についてであるが、どちらかと言えば具体的な技能訓練の中での安全に関する指導が中心となっていると言える。つまり、「この作業を安全に行うためにはどうしたら良いのか」という指導が中心になっている状況が見られる。これは訓練の内容が職業訓練という性質上当然のことと言える。この場合、旋盤等使い方を誤ると危険な機械類を使用しながら教えることから機械類に対する危険性などは具体的に意識され易いと考えられる。しかし、その反面、知的障害者の理解力の不足から、不十分な理解の仕方だと危険な作業を行ってしまう可能性も考えられるため、指導方法等の難しさも読みとれる。

具体的な作業との関係以外では、正しい服装をさせるよう意識的に取り組んだり、訓練施設の中を訓練生も含めて点検を行う、安全ポスターを訓練生に描かせるなどの工夫を行っている施設も見られた。作業服の正しい着用は製造業的な業種であれば共通して必要とされる事項であり、職業前訓練の間でも指導すべき事項と言える。また訓練施設の中の危険箇所等について点検を行うのは、事業所で行われている「安全パトロール」(第2章参照)にも似た取り組みと言えるだろう。

(2) 知的障害者の安全教育に対する意見について

知的障害者に安全について教える際には、基本的には「繰り返し教えること」、「技能習得の能力の状況に合わせて教える(本人の能力の状況に合わせて教える)」ということが各施設の共通した意見と言えるだろう。これは単純な意見ではあるが一般健常者に対する安全教育との違いを、実践現場での指導を踏まえて述べた意見である。知的障害者に安全について教えるためには健常者以上に十分時間をかけて教えることが必要であると言える。

訓練生にけがの怖さを理解させるための方法として、C能力開発施設やD能力開発施設のように、けがをすする一歩手前までやって見せる、または人間の身体に見立てた物を機械で切断するなどのやり方でけがの怖さを訓練生に理解させようとする取り組みも見られる。これは恐怖感に訴える指導方法であるが、一方で、E能力開発施設の意見(②)にあるように、機械などとの接触によるけがや、けがが発生する過程についてはあまり詳しく説明するのではなく、安全な行動について詳しく説明するようにした方が良いという意見も述べられている。このような「事故再現方式」によって、実際に事故を再現して見せる場合、本来の目的は、「(模擬的に再現された事故を見て)このようなことが起きないためには、どうすればいいのか」ということを理解させるために行われるものと考えられる。しかし、一般健常者の場合には事故の再現された様子から、そうならないための正しい行動の仕方を連想することはそれほど難しくはないと考えられるが、知的障害者の場合には再現された事故の中で(最も印象的な部分である)結果だけが記憶され、本来の安全のための行動が理解されないままになることも考えられる。このように考えれば、「事故再現」的な指導は、知的障害者にとってはあまり適切とは言えないかもしれな

い。

知的障害者の中には自閉的傾向を併せ持つ者もあり、D能力開発施設の意見としてその指導の難しさが指摘されている。この問題は、単に安全教育を行う上での指導上の問題ということだけでなく、安全についてどの程度理解されているのかということをはかりに評価するかという問題として考えられる。一般の労働安全教育ではビデオや講話、あるいは実技指導の後、受講生の理解の程度を評価するためにテスト用紙が使われることが多い。しかし知的障害者や特に自閉的傾向がある者に対しては当然このような評価の方法は適当ではなく、文字や言葉による反応以外の評価の方法が考案される必要があるだろう。